

室蘭市給水装置工事設計施工指針

平成25年度改訂版

平成28年3月

室 蘭 市 水 道 部

総 目 次

1. 室蘭市給水装置工事設計施工指針

(総 則)

1. 総 則	7
--------	---

(手 続 編)

2. 給水装置工事の申込み	21
---------------	----

(設 計 編)

3. 設計の基本条件	41
4. 基 本 調 査	42
5. 給 水 方 式	44
6. 計画使用水量及び給水管の口径	47
7. 給水装置の設置基準 (水の安全・衛生対策)	79
8. 分岐及び撤去	106
9. 水 槽	110
10. 土 工 定 規	114
11. 図面の作成	117
12. 給水装置工事材料の基準	142

(施 工 編)

13. 施工の基本事項	163
14. 土 木 工 事	167
15. 分岐及び撤去工事	170
16. 給水装置の施工	178
17. 接 合 工 事	184
18. 給水装置の防護	197
19. 給水装置の表示	207

(安全管理)

20. 安全管理 215

(維持管理)

21. 維持管理 231

(標準図)

22. 標準図 247

2. 遠隔指示式メーター設置要領 261

3. 給水装置の特例についての取扱い要領（水槽以下の各戸検針の取扱い） 279

4. 給水装置工事費の負担区分取扱要領・給水装置工事費の負担区分適用基準 289

5. 水槽設置に関する取扱要綱・水槽施設設置基準 299

6. 中高層建築物直結給水技術基準 321

7. 修繕工事処理要領 363

8. 開発行為に伴う給水装置工事処理要領 371

(参考資料)

室蘭市水道事業条例 377

室蘭市水道事業条例施工規程 389

水質基準に関する省令 405

改訂の沿革 411

1. 室蘭市給水装置工事設計施工指針

總 則

総 則

1. 総 則	
1. 1 目 的	7
1. 2 用語の定義	7
1. 3 適用範囲	8
1. 4 指定事業者	8
1. 5 主任技術者	10
1. 6 管 理	11
1. 7 給水装置工事の費用負担	12
1. 8 給水装置の種類	13
1. 9 給水装置工事の種類	13
1. 10 給水装置工事の順序	15

1. 総 則

1. 1 目 的

1. この室蘭市給水装置工事設計施工指針（以下「指針」という。）は、水道法及び室蘭市水道事業条例等の規程に基づき給水装置工事に係る技術上の基準及び事務処理を定め、その適正な運営を図ることを目的とする。

<解 説>

1. この指針において「条例等」とは、以下による

(1) 「法」

水道法（S32. 法律第177号）をいう。

(2) 「施行令」

水道法施行令（S32. 政令第366号）をいう。

(3) 「施行規程」

水道法施行規程（S32. 厚生省令第45号）をいう。

(4) 「基準省令」

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（H9 厚生省令第14号）をいう。

(5) 「条例」

室蘭市水道事業条例（S35. 条例第35号）をいう。

(6) 「施行規程」

室蘭市水道事業条例施行規程（H10. 4. 1 水道部規程第3号）をいう。

1. 2 用語の定義

1. 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(1) 配水管とは、配水池又は配水ポンプを起点として配水するために布設した管をいう。

(2) 給水管とは、需要者が給水の目的で、配水管（及び他の給水管）から分岐して布設する管をいう。

(3) 給水用具とは、給水管と直結して、有在のまま給水できる用具をいう。

<解説>

1. 給水装置に使用する給水管及び給水用具は、給水装置工事材料（以下「給水装置材料」という。）という。取扱いの詳細は設計編「12. 給水装置工事材料の基準」によること。

1. 3 適用範囲

1. この指針は、工事申込者から依頼された室蘭市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）が行う給水装置工事について適用する。

1. 4 指定事業者

1. 給水装置工事を行う者は、室蘭市公営企業管理者（以下「管理者」という。）の指定を受けた指定事業者でなければならない。

<解説>

1. 指定事業者制度は、水道の需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施工することができると認められる者を指定する制度である。
2. 給水装置工事の技術力を確保するうえでの核となるべき給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）については、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、水道事業者による指定事業者の指定要件として、給水装置工事を行う事業所に主任技術者を置くことなどを法で全国一律に定めている。
3. 指定要件は次のように定められている（法第25条の3）
 - (1) 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - (2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
 - (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
 - イ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 法第25条の第10項の規定により指定を取消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があ

る者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれか該当するものがある者

4. 水道事業者は、指定要件を満たす指定事業者から申請があれば指定しなければならないこととして
いる一方、指定事業者については、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければな
らないこと、水道事業者の要求があれば、水道事業者が行う給水装置の検査に主任技術者を立ち合わ
せたり、報告又は資料の提出をしなければならないなど、水道事業者が法に基づいて行う監督に服さ
なければならないこととしている。

5. 指定事業者の事業の基準

(1) 指定事業者は省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業
の事業の運営に努める。

ア 給水装置工事ごとに、主任技術者を担当責任者として指名すること。

イ 配水管に給水管を取付ける工事等について、適切に作業を行う事が出来る技能を有する者を従
事させ、又は実地に監督させること。

ウ 前記の場合、水道事業者から承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合する
ように給水装置工事を行うこと。

エ 主任技術者及びその他の従事者の研修の機会を確保するよう努めること。

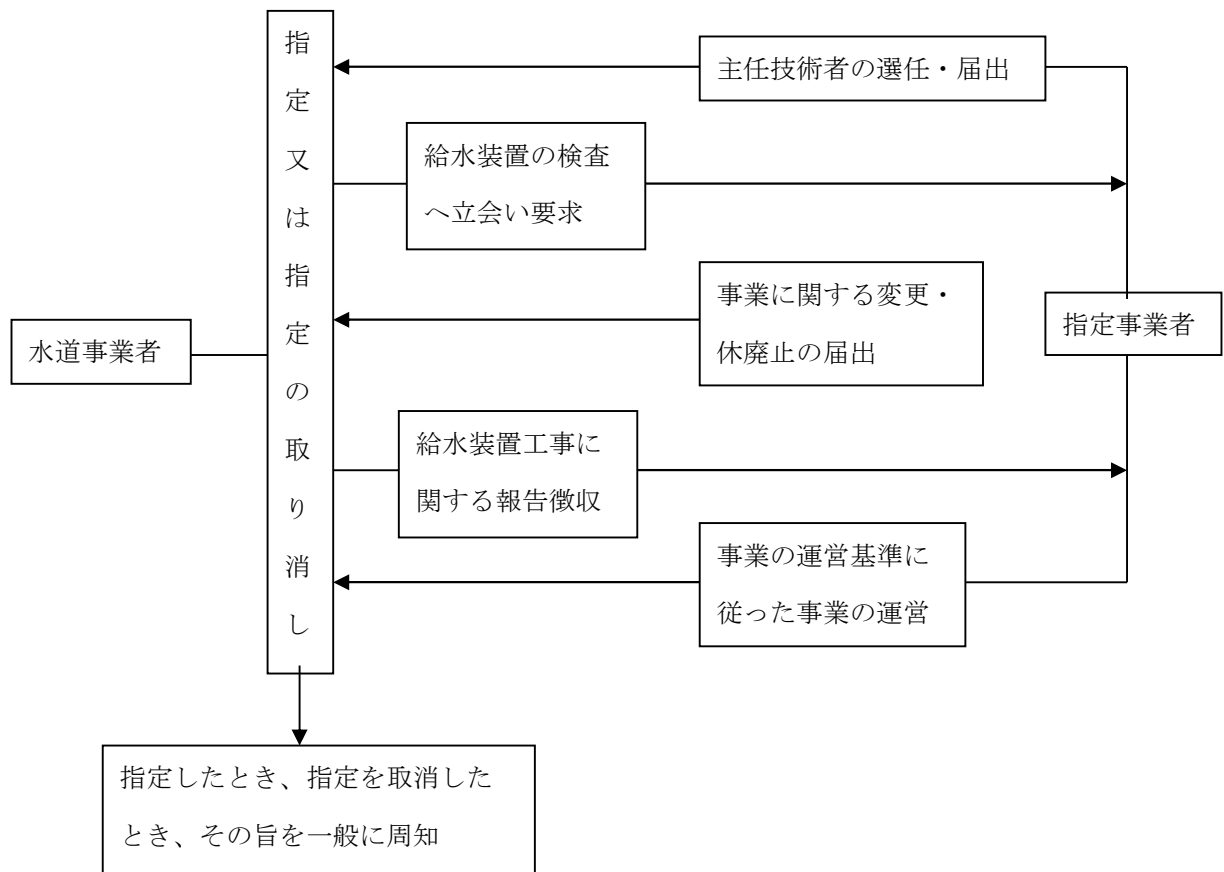
オ 次に掲げる行為を行わないこと。

(ア) 施行令第4条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

(イ) 給水装置工事に適さない機械器具を使用すること。

カ 給水装置工事ごとに、主任技術者に記録を作成させ、指定事業者が3年間保存すること。

(注) イの技能を有する者とは、旧日本水道協会北海道地方支部配管技工規程による配水管施工
技能者及び給水装置配管技能講習修了者等をいう。



1. 5 主任技術者

主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の工事ごとに指定事業者から指名されて、調査、計画、施行、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行う。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理
2. 給水装置工事に従事する技術上の指揮監督
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第4条の基準に適合していることの確認
4. 給水装置工事に係る次の事項についての、水道事業者との連絡又は調整

(1) 給水管を配水管から分岐する工事を施工しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整

(2) (1)の工事、及び配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの工事を施工しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整。

(3) 給水装置工事を完成したときの連絡

主任技術者は、水の衛生確保の重要性についての自覚と給水装置工事の各段階を適正に行うことができる知識と経験を有し、配管工などの給水工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者である。

<解説>

1. 主任技術者の役割

- (1) 主任技術者は、給水装置工事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の給水装置工事ごとに指定事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理を行うとともに、給水装置工事に従事する職員の指導監督を行うなどの業務を行うものである。
- (2) 主任技術者は、給水装置工事の適正を確保するための技術力の要としての役割を十分に果たすために、常に、水道が国民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要であり、また、給水装置の構造及び材質の基準や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが必要である。
- (3) これらの知識及び技能としては、給水装置工事の現場の事前調査、施工計画の策定、施工段階の工程管理、品質管理、工事の完成検査などの各段階において必要とされるものはもとより、水道の供給規程に基づき本市が定めている工事内容審査などの手続きを確実に実施するために必要なものなど多岐にわたる。このためには、新技術、新材料に関する知識や、関係法令や条例等の制定、改廃についての知識を不断に修得するための努力を行うことも重要である。
- (4) また、主任技術者は、配管工など、給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべきものである。

2. 給水装置工事に従事する者の責務

- (1) 給水装置工事の現場において、工事の作業又は監督する従業者をはじめとして、給水装置工事に従事する者は、法第25条の4第4項により、「主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。」こととされている。
- (2) これは、主任技術者が職責を十分に発揮できるようにするためには、主任技術者が職務上行う従業員に対する指導に実効性を持たせることが不可欠であるからである。
- (3) また、所属する指定事業者の技術者や技能者の技術力向上のために、主任技術者が、給水装置工事に関する知識や経験を伝達する社内研修などの場を設けることが期待される。

1. 6 管 理

1. 給水装置の管理の主体責任は、所有者又は使用者にあり、善良な管理義務を負う。

<解説>

1. 水道事業者が管理するのは水道施設であり、給水装置は所有者等が管理する。(法、第3条第8項に基づく)

1. 7 給水装置工事の費用負担

1. 給水装置工事に要する費用は、その工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

<解 説>

市において負担する費用（以下「市費」という。）とは、以下に示す工事であり市費で扱うかどうかの判断は、管理者がその都度行う。ただし、対象となる区域は、給水区域内とする。

1. 全額を負担する工事

(1) 公道内の漏水修理工事

国道、道道、市道及び特に管理者が認めた私道、通路等に設置した給水装置の漏水修理工事の費用。

(2) メーター取替え

検漏及び事故メーターの取替え又はそれに要する費用。ただし、私設メーター及び原因者がある場合は除く。

(3) 漏 水 修 理

「修繕工事処理要領」を参照

(4) そ の 他

分水閉止時の本体欠陥等による漏水修理に関わる費用。なお、指定事業者等の過失によるものは、有料とする。

2. 2分の1を助成する工事

(1) 老朽給水管取替工事

老朽が著しく、漏水又は漏水が多発するおそれがある個人所有の給水管取替工事の費用。

(2) 分水栓閉止工事

再使用しない戸建で個人所有の分水栓閉止工事の費用。

(注) 2分の1を助成する工事の対象は原則として分水栓より水道メーター二次側の取付までとし、個人所有に限ることとする。また、改造工事に伴う取替工事は適用から除外する。なお、詳細については、給水装置工事費の負担区分取扱要綱、給水装置工事費の負担区分の適用基準を参照のこと。

1. 8 給水装置の種類

1. 給水装置の種類は、次の3種類とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの。
- (2) 共用給水装置 2世帯以上又は2箇所以上で共有するもの。
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの。

1. 9 給水装置工事の種類

1. 給水装置工事の種類は、新設・改造・撤去・修繕の4種類とする。(条例第3条第3号に基づく)

- (1) 新設工事とは、新規に給水装置を設置する工事をいう。
- (2) 改造工事とは、給水装置の原形を変える工事をいう。
- (3) 撤去工事とは、不要になった給水装置を全部とりはずす工事をいう。
- (4) 修繕工事とは、給水装置が破損した場合、これを原形に修復する工事をいう。

(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は除く)

<解説>

1. 新設工事の適用

次の工事に適用する。

適用区分	細目
メーターを新設する工事	新たにメーターを設置する工事
メーターを設置しない工事	<ul style="list-style-type: none"> ① 共有管工事 複数が所有する給水管、また優良宅地の認定に伴う工事 ② 予定栓工事 将来給水する目的で給水管を布設する工事 ③ 開発行為に伴う工事 都市計画法第4条12項に定められた開発行為の内、都市計画法施行令第19条に定められた規模(開発区域面積1,000㎡以上)に該当する開発区域内に布設する工事
その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 臨時給水 工事用水、仮設事務所等で臨時的に使用する工事

2. 改造工事の適用

新たな分水、分岐は伴わないがすべての給水装置を設置替する工事、給水管及び給水用具の口径変更、増設、部分撤去、位置変更、路線変更を行う工事に適用する。

なお、水量変更に伴う装置の変更及び道路工事等の各種工事に伴う移設、切り廻し等については、改造工事として取扱う。

3. 修繕工事の適用

給水装置の原形を変えない範囲での給水用具等の設置、変更等の次の工事も修繕工事として取り扱う。

なお、同じ給水装置に対して工種が重複しないものとする。

工 種	適 用 区 分	細 目
取 替	① 給水管の取替え ② 給水用具の取替え ③ 簡易水洗便器をロータンクに取替え ④ 水、湯の給水栓を混合水栓に取替え ⑤ メーター器種の変更 ⑥ 水抜栓、立上り管の取替え	同一位置で管種の変更。 同一世帯で手洗用給水栓等の撤去を含む。 同一位置に限る。 地下式メーターを同口径の地上式メーターに変更。
位 置 変 更	① 水抜栓、立上り管メーター等の位置変更 ② 給水管の位置変更	同一管種での変更
口 径 変 更	① 水抜栓、立上り管の口径変更	

修繕工事を行った場合は、必ず管理者に届出を行うこと。届出は、修繕工事施工届に工事内容、施工図、施行年月日、施工場所、工事事業者名、主任技術者氏名、配水管施工技能者及び給水装置配管技能者講習修了者の氏名等を記載のうえ速やかに行うこと。なお、給水用具の取替を行った場合は、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認が必要である。(届出様式は修繕工事処理要領参照)

1. 10 給水装置工事の順序

1. 指定事業者は、工事申請者と工事契約を締結した後、市に対して必要な手続を行うこと。

工 事 の 受 注：工事申込者から給水装置工事の依頼を受け、給水装置の施工契約を締結する。

↓

調 査：現地調査、水道事業者、関係官公署等の調整

↓

計 画：給水装置工事の計画、工事材料の選定、給水装置工事申請書類の作成

↓

給水装置が構造材質基準に適合していることの確認

工事方法の決定、機械器具の手配

管理者の審査：設計審査、工事の材料の確認（修繕工事は除く。）

↓

施 工 の 承 認

↓

工 事 の 施 工：工程管理、品質管理、安全管理を徹底しつつ、工事を施工する配水管からの給水管

↓

分岐工事、道路上工事に係る水道事業者との連絡調整、関係建築業者等との連絡調

整、給水装置が構造材質基準に適合していることの確認

完 成 検 査：指定事業者が行う検査（社内検査）

↓

工事完了の連絡：給水装置工事完成検査申込書、完成図及び資料の提出

↓

管理者の検査：管理者が行う検査

↓

完成図及び資料等により、給水装置が構造材質基準及び本市の基準に適合している

ことを確認

メーター支給

↓

通 水：管理者が行う現地検査

↓

引 き 渡 し：工事申請者への引き渡し

工事申込者に対し、給水装置の使用・凍結防止等について、十分理解出来るよう説明するとともに、給水装置工事の新設等申込書、完成図面及び関係書類関係書類等（コピー）を手渡す。